

石川県警察職員の健康管理に関する訓令の一部改正について（通達）

〔平成17年8月16日厚甲達第2号〕
〔警察本部長から各部・課・署長あて〕

対号 平成8年9月1日付け厚甲第151号「石川県警察職員の健康管理に関する訓令の全部改正について（通達）」

現下の治安情勢は、依然として厳しい状況にある一方で、警察組織の高齢化が進展する中、組織力の向上対策の一つとして、職員の健康管理対策が今後の重要な課題となっている。

このような現状を踏まえ、職員の健康に対する意識を再度喚起し、組織的な健康管理対策を推進するため、訓令の見直しを行うこととしたので、改正の趣旨、要点及び運用上の留意点を部下職員に周知させるとともに、積極的かつ計画的な健康管理対策を講じ、勤務能率の向上と士気の高揚に努められたい。

記

1 改正の趣旨

我が国の社会情勢は、少子高齢化社会の進展、将来的な社会不安等に伴う治安情勢の悪化が懸念されている。

このような情勢から、県警察としては県民の負託に的確に応えるため、より一層組織力を高めなければならない。その一方で、警察職員の勤務環境は、勤務の特殊性から、深夜に及ぶ不規則勤務、居住制限、単身赴任等により、肉体的にも精神的にも厳しい環境に置かれている。

こうした状況で、毎年実施している定期健康診断等においても、相当数の職員が何らかの病名により改善を指摘される状況が続いており、今後の大量退職時代を見据え、組織的な健康管理対策が極めて重要である。

今回の訓令の一部改正は、このような観点から、組織力向上対策の一環として、職員の健康管理対策の充実を図り、健康で士気の高い職場づくりを推進するために行うものである。

2 一部改正の要点及び運用上の留意点

(1) 健康管理体制（第6条～第12条）

ア 総括健康管理者の管理事項

健康管理に関する計画立案及びその実施に関する項目を明記することにより、これまで毎年度当初に「健康管理計画」を策定し、実施している健康管理対策を、一層効果的に推進することとした。

健康増進法第25条に、官公庁等多数の者が利用する施設管理者に対して、受動喫煙防止の努力規定があることから、新たに受動喫煙防止規定を設けて、その徹底を図ることとした。

イ 健康管理担当者及び担当補助者

所属の健康管理担当者として、次席・副署長等のほか、「総括」職が指定されているが、「総括」制度が既に廃止されていることから、「総括」の文言を削除することとした。

健康管理担当補助者の指定については、業務管理と健康管理を一体的に行うことができるよう、警察本部にあっては全ての課長補佐(同相当職を含む)、警察署にあっては全ての課長(同相当職を含む)を指定し、各課長補佐・課長の部下職員に関する健康管理についての補助を行わせること。

なお、小規模所属で補助者の指定を必要としない場合は、健康管理担当者が直接その事務を行っても差し支えない。

ウ 衛生管理者等の選任と業務

衛生管理者等の選任は、労働安全衛生法(以下「法」という。)に職員数が50人以上の事業場に衛生管理者を、10人以上50人未満の事業場には衛生推進者を置かなければならないと定めている。また、衛生管理者の選任数も事業場の規模により異なっている。

現行訓令では、別表により各所属の健康管理医、衛生管理者の選任数を定めているが、現実の選任数と一致しない等実態にそぐわない点や職員数の増減により選任数の変更に伴う訓令の改正事務が伴うこと等から、法の規定に基づいた表現とした。衛生推進者は、衛生管理者に準ずる職員として所属長が職員の中から選任することになるが、所属の事情や業務内容等から、概して厚生事務担当者がその任に相応しいと考えられる。

衛生管理者等の業務内容に関し、法に基づき衛生に関する措置項目を列記することで、取り組むべき業務が明確となり、より一層積極的な業務推進を図ることとした。

衛生管理者等が業務に従事した際の記録を保存するため、新たに衛生記録を様式化した。衛生管理者の職務の中に、衛生日誌の記載等、職務上の記録の整備が規定されていることから、業務終了後適宜記載可能で、かつ最低限必要とする項目を具備した簡素な様式とした。通常時は、業務内容に基づいた実施事項に関する記事を毎月1回以上記載し、所属長の決裁を受けておくこととした。

エ 健康管理医の選任等

健康管理医の選任については、衛生管理者等と同様な理由から、法に基づいた選任数を定めることとし、健康管理医については、警察本部長の委嘱を明文化した。また、健康管理医の業務内容を実態に応じた表現に整理することとした。

オ 健康管理委員会の設置等

全所属(警察本部庁舎内の所属は同一所属とみなす。)に、衛生委員会に相当する健康管理委員会を設置し、所属における健康管理対策等に関する調査審議を行うこととした。

法には、50人以上の事業場に衛生委員会の設置を規定しているが、本県

では設置基準に満たない所属が半数近く該当することから、健康管理対策を組織として一体的に推進するには、職員個々の健康管理に関する意識改革と関心を同一レベルで共有する必要があることから、所属規模の大小に拘わらず全体的に斉一化を図ることとした。

健康管理委員会の委員は、所属長（警察本部庁舎内にあつては警務部長若しくはそれに準じた者）衛生管理者、衛生推進者、健康管理医及びその他の職員で構成することとした。

なお、健康管理医（産業医）が設置されていない所属において、産業医に代わる健康管理医として医師の委嘱が困難な場合は、それぞれの健康管理委員会の要請に基づき、必要に応じて健康管理専従者を派遣することができることとした。また、派遣要請を必要としない場合は、衛生管理者等が警察本部の健康管理医、健康管理専従者と緊密な連携の下に、指導助言等を受けながら、その業務を遂行することとした。

(2) 健康診断（第17条～第24条）

ア 定期健康診断の検査項目

定期健康診断は、労働安全衛生規則に基づいた検査項目を必須項目として実施しているものである。現行訓令では貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査項目を個別に規定していたが、いずれも血液検査の中に含まれていることから、統合整理することとした。

また、胃検診の項目中、「40歳以上の職員に限る。」とあるが、胃検診は法定の定期健康診断項目に無いことから削除することとした。

なお、40歳以上の職員については、総括健康管理者が必要と認める検査として、この規定を適用し、従来どおり実施することとした。

イ 健康診断結果に基づく職員及び所属長の義務

健康診断結果により、精密検査を受診した職員が健康管理責任者に提出する「精検受診結果報告書」を、定期健康診断の受診区分（人間ドックとその他の健康診断）により別個の様式に変更することとした。

ウ 健康管理カード

現行訓令では、要精検又は要治療者の指示を受けた職員を対象に「健康管理追跡カード」を作成し、個別の健康管理対策を講じていたが、この対象者を生活習慣病等要改善者に拡大し、定期的な改善状況等の把握に努め、継続した健康管理対策を推進することとした。

また、これまでも異動の際には、管理カードを異動先の所属長へ送付していたが、これを明文化することにより、確実な引継ぎと継続した健康管理対策の推進を図ることとした。

エ 職員の死亡報告

職員が傷病等により死亡した際の状況把握のため、「職員死亡報告書」を新たに定め、死に至るまでの健康状態、病歴及び勤務状況等と死亡要因との因果関係を調査し、再発防止対策及び組織全体の健康管理対策に活用することとした。

(3) メンタルヘルス（第25条～27条）

ア メンタルヘルス体制

メンタルヘルス体制を機能的で実態に応じた担当者に変更することにより、きめ細かなカウンセリング等の積極的な推進を図ることとした。

新たに各所属のメンタルヘルスの責任者を健康管理担当者に指定して、精神衛生の向上と勤務環境の改善に努めることとし、さらにメンタルヘルス担当者に衛生管理者等を加え、体制の充実を図ることとした。

イ 健康管理担当者及びメンタルヘルス担当者の任務

健康管理担当者とメンタルヘルス担当者の任務をそれぞれが担当する業務に関連付けて区分することにより責任の明確化を図り、精神的不健康者等に対する一層効果的なメンタルヘルス対策を講じることとした。

(4) 健康管理指導区分の指定等（第32条～第34条）

病気の原因は、加齢によるとの意味の「成人病」から、日常生活習慣による「生活習慣病」に改められたことから、字句の変更を行うこととした。

毎年度当初に、職員が前年度に受診した定期健康診断結果による指導区分を訓令様式の「健康管理通知書」により所属長に通知することとなっているが、現状では、健康管理システムから出力される帳票を通知書として使用していることから、様式を削除することとした。

(5) 健康の保持及び増進に係る所属長の責務（第37条）

所属長は、所属における健康増進施策の責任者であることから、総括健康管理者（警務部長）の管理事項についても、所属長の責務として規定し、各種施策の積極的推進を図ることとした。

3 職員の健康情報の適正管理について

これまでも職員の健康管理を通じて知り得た健康診断結果、病歴、その他の健康に関する個人情報については、厳正かつ適正な取扱いを徹底してきたところである。

今回の改正に伴い、健康管理担当補助者の指定を受ける者が多数となることから、個人の健康情報の取扱いについては、一層慎重かつ厳格な保管・管理を徹底すること。